

◆重要事項説明書◆

蒼翠合同会社
あおみ訪問介護事業所
〒770-8007
徳島県徳島市新浜本町一丁目1番43号

介護保険事業所番号
3670105778

訪問介護 重要事項説明書

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	蒼翠合同会社
主たる事務所の所在地	〒770-0047 徳島市名東町一丁目395番地の8
代表者（職名・氏名）	代表社員 松山大輔
設立年月日	令和3年8月2日
電話番号	088-661-7422

2. 事業所の概要

事業所の名称	あおみ訪問介護事業所		
事業所の所在地	〒770-8007 徳島県徳島市新浜本町一丁目1番43号		
電話番号	088-661-7422		
FAX番号	088-661-7423		
指定年月日・事業所番号	令和3年10月1日 指定	3670105778	
通常の事業の実施地域	徳島市、小松島市、板野郡、名西郡、吉野川市		
併設事業所	はるかぜケアサポート（居宅介護支援事業所）		
第三者評価の実施の有無	なし	実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし	評価結果の開示状況	なし

3. 運営の方針

- 訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

1 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して行う介助、又は日常生活動作能力や意欲の向上のために共に行う自立支援のためのサービス、その他の専門的知識・技術を持った援助を行います。</p> <p>・身体に直接接触して行う介助 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、自立支援のための見守り援助 例) 利用者と一緒に手助けしながら行う調理 入浴、更衣の見守り ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ 移動時、転倒しないように側について歩く 洗濯物を一緒に干したり、たたんだりする 一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行う</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。</p> <p>例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など</p>

介護保険を利用できないサービス

【身体介護】

- ・リハビリテーション
- ・マッサージ
- ・医療行為
- ・代筆、代読
- ・利用者の安否確認、単なる見守り、話し相手
- ・理美容
- ・趣味趣向のための外出介助、入院のための外出介助
- ・医師等が処方していない薬の服薬介助

【生活援助】

- ・本人不在時のサービス
- ・利用者以外の家族等に係る援助
- ・日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為
- ・来客の対応
- ・商品の販売や農作業の援助的な行為
- ・銀行等の預金の引き出し

2 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

3 通院等乗降介助

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始（12月31日から1月3日まで）及びお盆（8月13日から8月15日まで）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能な体制をとります。

6. 事業所の従業員の体制

（令和7年3月22日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1人	0人		
サービス提供責任者	0人	2人	0人	0人
訪問介護員	0人	2人	12人	0人

管理者	松山大輔
サービス提供責任者	松山大輔
サービス提供責任者	水田昌子

（1）職員研修について

訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1 採用時研修 採用後 6か月以内
- 2 年間計画による

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は次のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分：訪問介護費】

令和7年3月 適用分

区分	所要時間	訪問介護費（1回あたり）				
		単位数	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
身体介護	20分未満	163	1,664円	167円	333円	500円
	20分以上30分未満	244	2,491円	250円	499円	748円
	30分以上1時間未満	387	3,951円	396円	791円	1,186円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,827円	183円	366円	549円
	45分以上	220	2,246円	225円	450円	674円
身体生活	身体介護に引き続き生活援助を20分以上45分未満行った場合	309	3,154円	316円	631円	947円
	身体介護に引き続き生活援助を45分以上70分未満行った場合	374	3,818円	382円	764円	1,146円
	身体介護に引き続き生活援助を70分以上行った場合	439	4,482円	449円	897円	1,345円
通院等乗降介助 (1回につき)片道分		97	990円	99円	198円	297円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
早朝・夜間	所定単位数の25%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
深夜の訪問	所定単位数の50%				
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の20%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
事業所と同一敷地内建物等の利用者、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者・同一建物の利用者20人以上の場合 所定単位数の90%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	同一敷地内建物等の利用者50人以上の場合 所定単位数の85%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
緊急時訪問介護加算	100	1,021円	103円	205円	307円
初回加算	200	2,042円	205円	409円	613円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の22.4%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(注4) 地域区分別の単位（7級地 10.21円）

【割増】

昼間（8時から18時まで）以外の時間帯でサービスが開始される場合は、次の割合で利用料が割増になります。

サービス開始時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	6時から8時前に開始	18時以降22時以前の開始	22時以降翌朝6時間前の開始
加算割合	25%	25%	50%

【訪問介護員が2名の場合】

訪問介護員が2名で訪問した場合は、2名分の料金となります。但し、訪問介護員の引継ぎ等により2名以上で訪問した場合は1名分の料金です。

（2）その他の費用

利用者の自宅において、訪問介護員がサービスを提供するために必要な水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者のご負担になります。

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道200円/20km未満をいただきます。通常の事業の実施地域を越えて片道300円/20km以上をいただきます。
-----	---

（3）キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日17時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日17時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
<u>ご利用日の前営業日17時までに</u> ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時までに ご連絡がなかった場合	利用者負担金の80%の額

（4）支払い方法

毎月、10日以降前月分の利用料の請求をいたしますので、25日までにお支払ください。お支払方法は、銀行指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 利用者の家族に対するサービス提供
- ③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受
- ④ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ⑤ 利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等
- ⑥ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑦ **身体拘束**その他利用者の行動を制限する行為

※事業者は、原則として利用者に対して**身体的拘束等**を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)
切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2)
非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3)
一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑧ 利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
- ⑨ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食等
- ⑩ 地震、台風、大雪等の自然災害発生時において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただく場合がございます。
- ⑪ 訪問途中の事故などにより訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別のヘルパーがお伺いする場合がございます。
- ⑫ 下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎられる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシャルハラスメント

- ・訪問介護員の体を触る、手を握る

- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をする など
- その他
- ・訪問介護員の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー 行為など

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松山 大輔
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

10. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

11. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	〇〇 〇〇 病院
	氏名	△△ △△ 医師
	所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
	電話番号	0123-456-789
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	〇〇 〇〇 (〇〇)
	電話番号	987-654-321

14. 介護支援専門員（ケアマネージャー）との連携

サービス提供にあたり、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。また、利用者がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡し、調整いたします。

15. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- (1) 損害保険会社名 : 損害保険ジャパン株式会社
- (2) 損害保険の種類 : 賠償責任保険
- (3) 損害保険の内容 : ①賠償責任 1,000万円
②人格権侵害 500万円

16. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	088-661-7422
	受付時間	月曜日から金曜日 9時から18時 (時間外は転送で対応)
	担当者名	松山大輔

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	徳島県国民健康保険団体連合会	電話 088-665-7205
	徳島市役所 【高齢介護課】	電話 088-621-5176
	小松島市役所 【介護福祉課】	電話 0885-32-3507
	石井町役場 【長寿社会課】	電話 088-674-6111
	神山町役場 【健康福祉課】	電話 088-676-1114

松茂町役場	【長寿社会課】	電話 088-699-2190
北島町役場	【健康保険課】	電話 088-698-9805
板野町役場	【福祉保険課】	電話 088-672-5986
上板町役場	【健康推進課】	電話 088-694-6810
藍住町役場	【健康推進課】	電話 088-637-3311
吉野川市役所	【長寿いきがい課】	電話 0883-22-2264
徳島県運営適正化委員会		電話 088-611-9988

17. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の15日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が5日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	徳島市名東町一丁目395番地の8
	法人名	蒼翠合同会社
	役職	代表社員 松山大輔 印

説明者	所在地	徳島市新浜本町一丁目1番43号
	事業所名	あおみ訪問介護事業所
	職・氏名	印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	利用者との続柄	